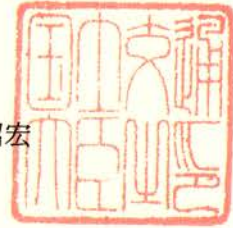


認 定 書

国住指第 3792 号
平成 27 年 2 月 16 日

因幡電機産業株式会社
代表取締役 守谷 承弘 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ハ（防火区画貫通部 1 時間遮炎性能）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PS060WL-0190-1
2. 認定をした構造方法等の名称
被覆銅管・ケーブル／熱膨張性シール材・ロックウール充てん／壁耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名

被覆銅管・ケーブル／熱膨張性シール材・ロックウール充てん／壁耐火構造／貫通部分

2. 寸法及び形状等

(寸法単位：mm)

項 目	申 請 構 造
開口部	(形状) 円形 (面積) 0.0241 m ² 以下 (φ0.175m 以下)
占積率 (開口面積に対する被覆金属管・ ケーブル断面積の総合計の割合)	φ151 以下の場合 44.5%以下 (0.00797m ² 以下) φ175 以下の場合 40.3%以下 (0.00971m ² 以下)
貫通する壁の構造	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1) 中空壁 (木製下地を除く) (平成12年建設省告示第1380号) ・構成 イ)～ホ)のうち、いずれか一仕様とする イ) 両面せっこうボード厚さ12.5以上重張 ロ) 両面に厚さ8以上のスグ せっこう系セメント板の上に厚さ12以上の のせっこうボードを張ったもの ハ) 両面に厚さ16以上の強化せっこうボードを張ったもの ニ) 両面に厚さ12以上の強化せっこうボードの上に厚さ9以上の せっこうボード又は難燃合板を張ったもの ホ) 両面に厚さ9以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さ12 以上の強化せっこうボードを張ったもの ・壁厚 100以上 (2) ALC ・壁厚 100以上 (3) コンクリート ・壁厚 100以上 (4) 建築基準法施行例115条の2の2第1項第一号の規定に基づく準耐火構造 (60分)の壁(木製下地を除く) ・壁厚 100以上 (5) 建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造(60分)において、国土 交通大臣が認めた壁(木製下地を除く) ・壁厚 100以上

3. 材料構成

(寸法単位：mm)

項 目		申 請 構 造		
管・ケーブル	銅管	規 格	JIS H 3300 JIS B 8607	
		外 径	44.45 以下	
		厚 さ	2.3 以下	
	鋼管	規 格	JIS G 3452 JIS G 3454 JIS G 3442	
		外 径	44.45 以下	
		厚 さ	2.3 以下	
	ステンレス鋼管	規 格	JIS G 3448 JIS G 3459 JIS G 3457	
		外 径	44.45 以下	
		厚 さ	2.3 以下	
	被覆銅管	規 格	JIS H 3300 JIS B 8607	被覆： イ)～リ)のうち、いずれか一仕様とする イ)ポリエチレンフォーム ・規格：JIS A 9511 ロ)ポリプロピレンフォーム ハ)難燃ポリオレフィンフォーム ニ)ポリスチレンフォーム ・規格：JIS A 9511 ホ)硬質ウレタンフォーム ・規格：JIS A 9511 ヘ)フェノールフォーム ・規格：JIS A 9511 ト)合成ゴム系フォーム (ニトリルゴム，スチレンゴム，クロロブレンゴム，エチレンプロピレンゴム) チ)グラスウール ・規格：JIS A 9504 リ)ロックウール ・規格：JIS A 9504
		外 径	87.0 以下	
		銅管外径	(外径 87.0 以下の場合) 44.45 以下 (外径 68.0 以下の場合) 25.4 以下	
		管 厚 さ	(外径 87.0 以下の場合) 2.3 以下 (外径 68.0 以下の場合) 1.35 以下	
		被覆厚さ	(外径 87.0 以下の場合) 20.0 以下 (外径 48.0 以下の場合) 10.0 以下	
	被覆鋼管	規 格	JIS G 3452 JIS G 3454 JIS G 3442	
		外 径	87.0 以下	
鋼管外径		(外径 87.0 以下の場合) 44.45 以下 (外径 68.0 以下の場合) 25.4 以下		
管 厚 さ		(外径 87.0 以下の場合) 2.3 以下 (外径 68.0 以下の場合) 1.35 以下		
被覆厚さ		(外径 87.0 以下の場合) 20.0 以下 (外径 48.0 以下の場合) 10.0 以下		

項目	申請構造		
管・ケーブル	被覆ステンレス鋼管	規格	JIS G 3448 JIS G 3459 JIS G 3457
		外径	87.0 以下
		鋼管外径	(外径 87.0 以下の場合) 44.45 以下 (外径 68.0 以下の場合) 25.4 以下
		管厚さ	(外径 87.0 以下の場合) 2.3 以下 (外径 68.0 以下の場合) 1.35 以下
		被覆厚さ	(外径 87.0 以下の場合) 20.0 以下 (外径 48.0 以下の場合) 10.0 以下
	ケーブル	規格	JIS C 3605 JIS C 3606 JIS C 3401 JIS C 3341 JIS C 3342 JIS C 3307 JIS C 3312
		外径	13.5 以下 (平形は断面積が 143mm ² 以下のもの)
導体の総断面積		14mm ² 以下 (1本あたり)	

注) 被覆金属管の規格は被覆を除く素管の規格を示す。

項目	申請構造	
熱膨張性シール材	密度	1.4g/cm ³
	幅	98以上
	厚さ	4.0以上
	組成(質量%)	
	外側張付材	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン (2)ポリプロピレン (3)ポリエチレンテレフタレート (4)アルミニウム (5)なし
	外側張付材厚さ	0.4以下
	内側張付材	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン (2)ポリプロピレン (3)ポリエチレンテレフタレート (4)アルミニウム (5)なし
	内側張付材厚さ	0.4以下
充てん材	材質	(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1)ロックウール(平成12年建設省告示第1400号) ・密度 40kg/m ³ 以上 (2)アルミナシリケート繊維フェルト(NM-8386, NM-8436, NM-8437, NM-8483) ・密度 40kg/m ³ 以上 (3)モルタル
	充てん高さ	100以上
粘着テープ	材質	(1)～(9)のうち、いずれか一仕様とする (1)包装用ポリプロピレン粘着テープ ・規格 JIS Z 1539 (2)電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ ・規格 JIS C 2336 (3)電気絶縁用ポリエステル粘着テープ ・規格 JIS C 2338 (4)セロハン粘着テープ ・規格 JIS Z 1522 (5)紙粘着テープ ・規格 JIS Z 1523 (6)包装用布粘着テープ ・規格 JIS Z 1524 (7)包装用ポリ塩化ビニル粘着テープ ・規格 JIS Z 1525 (8)防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ ・規格 JIS Z 1901 (9)なし
	幅	98以下
	厚さ	0.4以下

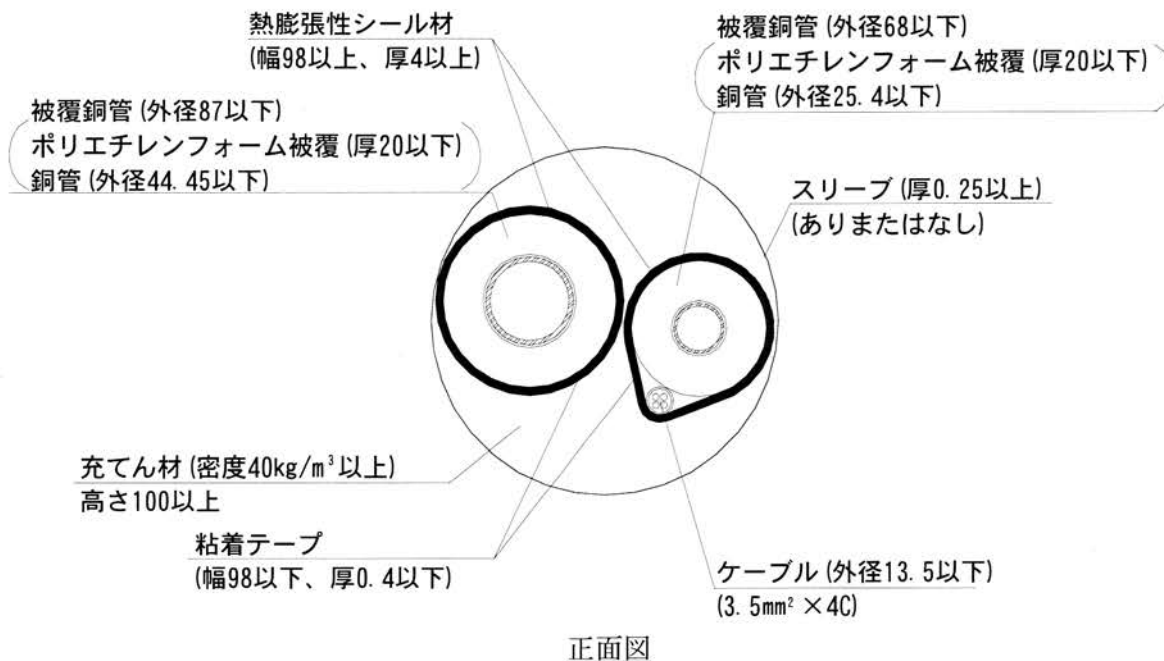
防火措置材料

項 目		申 請 構 造	
防火措置材料	スリーブ	形 状	(1)～(3)のうちのいずれか一仕様とする (1) 板状 (2) 筒状 (3) スパイラル状
		材 質	(1)～(6)のうち、いずれか一仕様とする (1) 熔融亜鉛めっき鋼板 ・規格 JIS G 3302 (2) 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 ・規格 JIS G 3317 (3) クロムめっき鋼板 ・規格 JIS G 7122 (4) ステンレス鋼 ・規格 JIS G 4305 (5) 鉄 (6) なし(中空壁の場合を除く)
		厚 さ	0.25 以上
		幅	100 以上
	蓋	張 方	(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 片側のみ (2) 両側 (3) なし
		材 質	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1) 粘着材付プレート [A]、[B]の任意の組合せとする [A] プレート 1)～14)のうち、いずれか一仕様とする 1) ポリエチレン系樹脂 2) アクリル系樹脂 3) シリコン系樹脂 4) 塩化ビニル系樹脂 5) ポリオレフィン系樹脂 6) 塗装熔融亜鉛めっき鋼板 7) 熔融亜鉛めっき鋼板 8) 熔融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板 9) クロムめっき鋼板 10) ステンレス鋼 11) 鉄 12) アルミニウム 13) アルミニウム合金 14) 銅 [B] 粘着材 1)～4)のうち、いずれか一仕様とする 1) アクリル系粘着テープ ・使用量 500g/m ² 以下 2) 天然ゴム系接着剤 ・使用量 500g/m ² 以下 3) 合成樹脂系接着剤 ・使用量 500g/m ² 以下 4) 無機系接着剤 ・使用量 500g/m ² 以下 (2) 粘着材付アルミニウムはく張ポリエチレンフォーム ・アルミニウムはく厚さ 0.05～0.08 ・ポリエチレンフォーム厚さ 3以下 ・接着層 600g/m ² 以下
		寸 法	400 以下×400 以下
		厚 さ	3 以下

4. 構造説明図

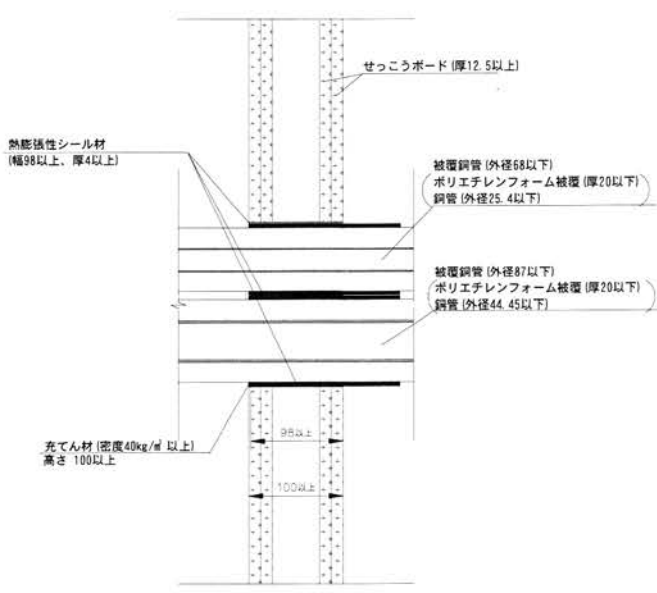
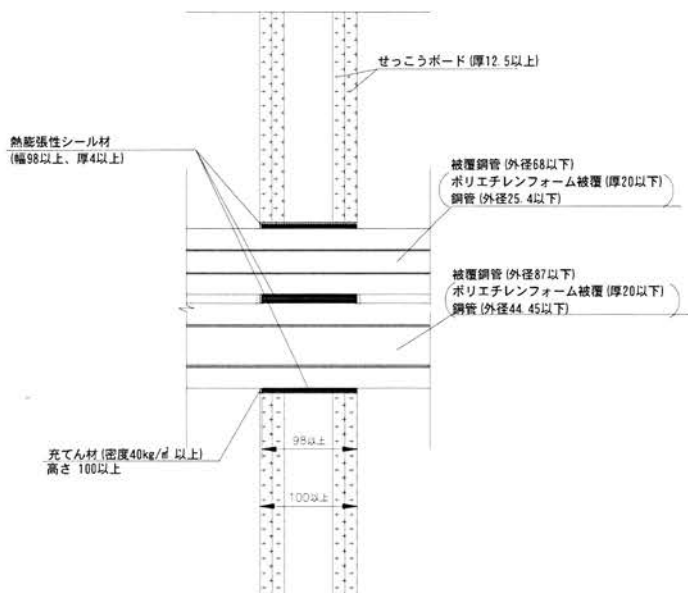
4-1 蓋がない場合
例)

(寸法単位:mm)



壁面に面一の場合

壁面より突出す場合

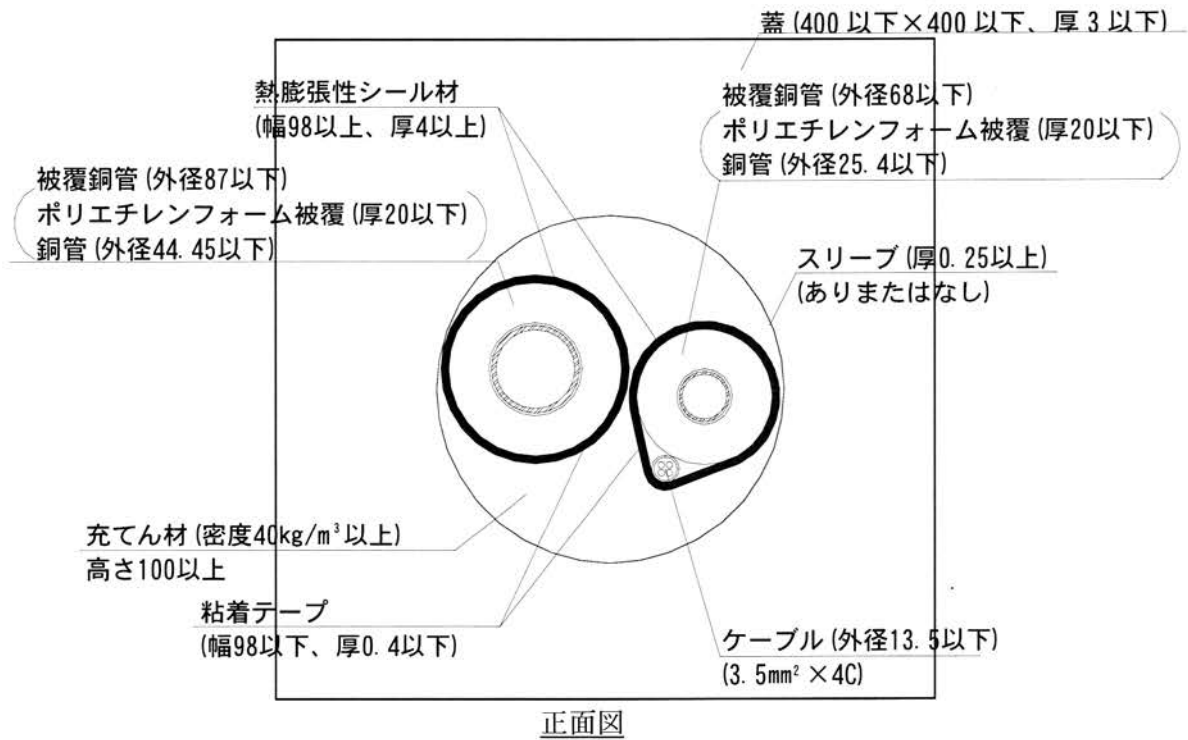


断面図

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

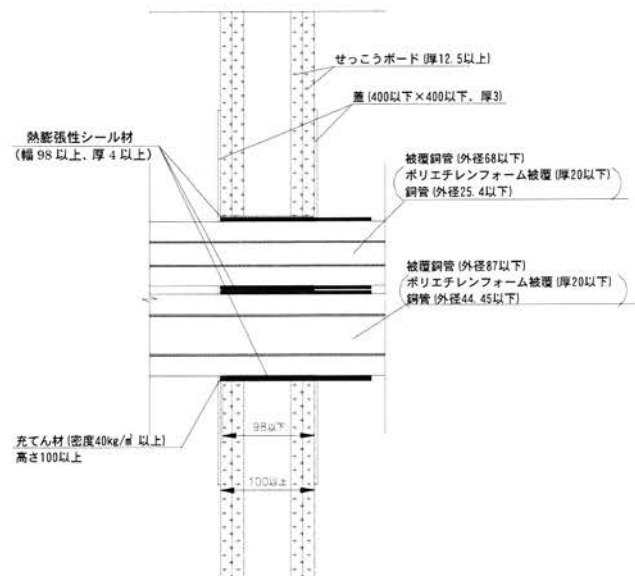
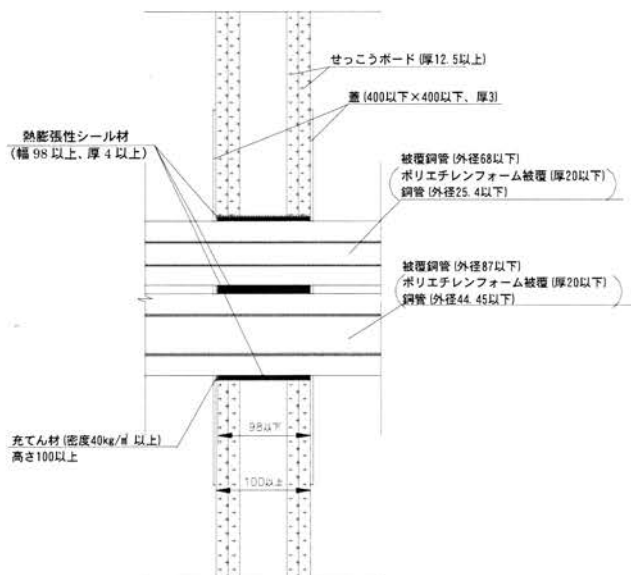
4-2 蓋が両側にある場合
例)

(寸法単位:mm)



壁面に面一の場合

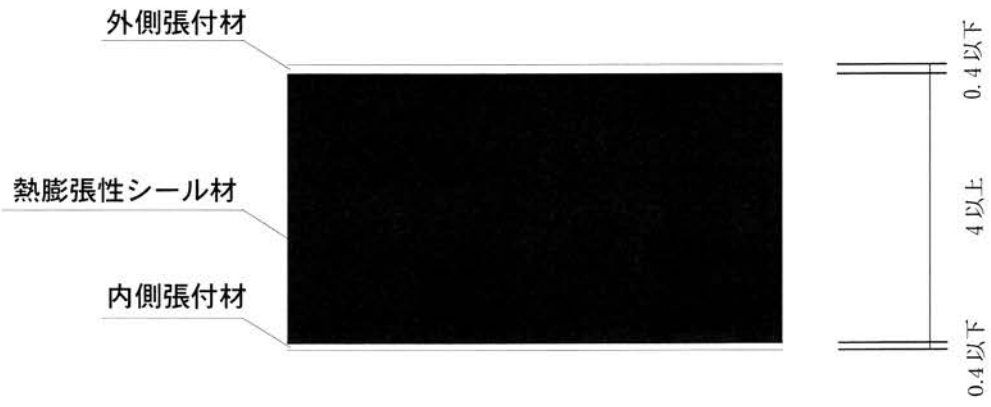
壁面より突出す場合



断面図

注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

4-3 熱膨張性シール材



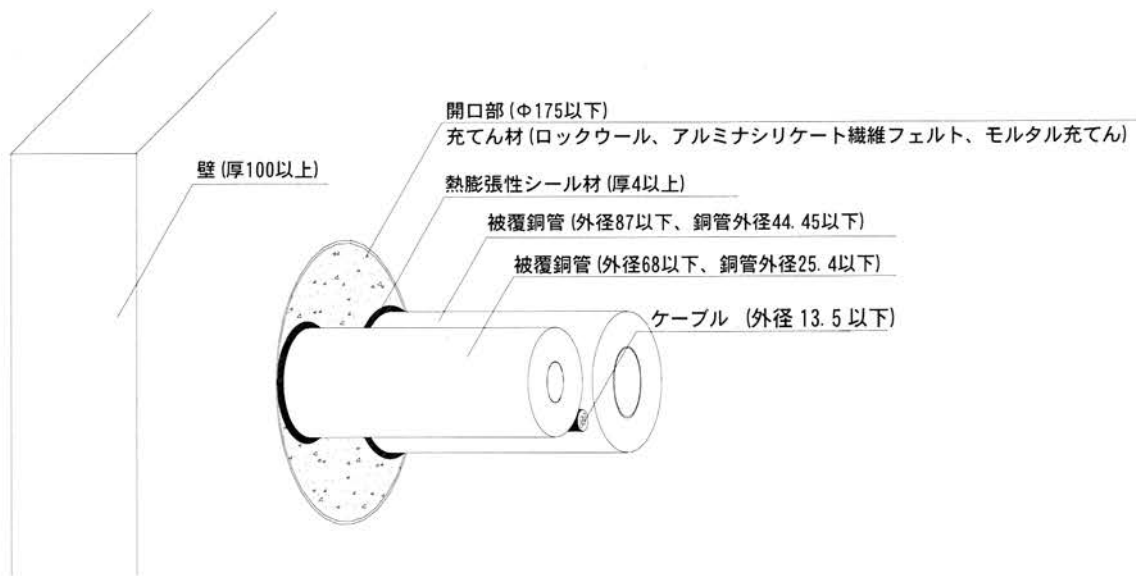
注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

5. 施工方法等

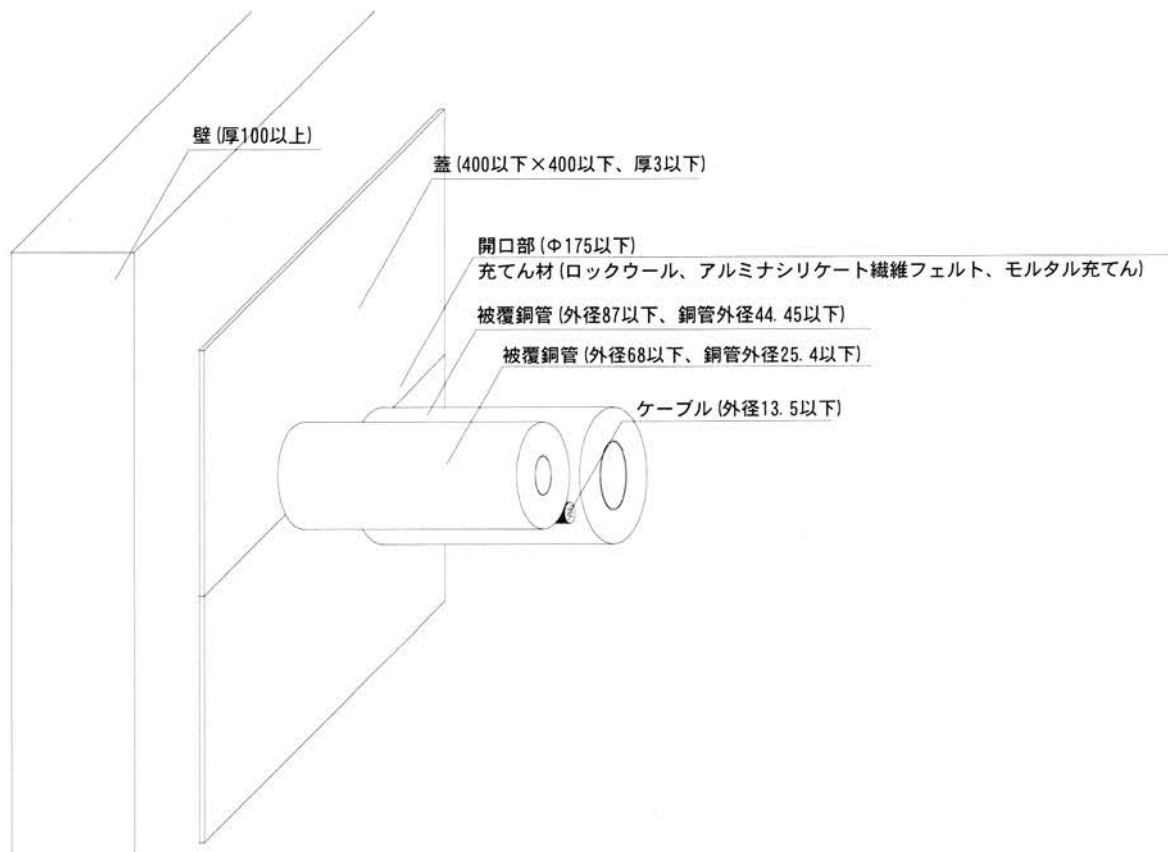
<施工図>

1) 蓋がない場合 例)

(寸法単位：mm)



2) 蓋がある場合 例)

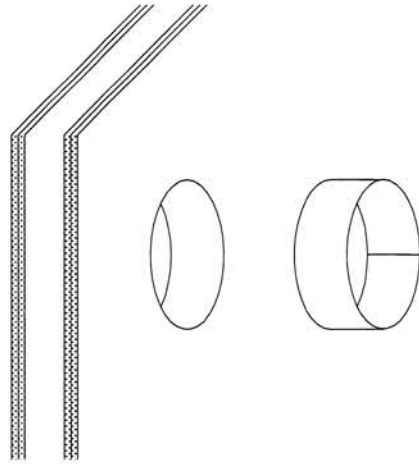


注) 寸法および材料構成は 2 および 3 のとおり

<施工手順>

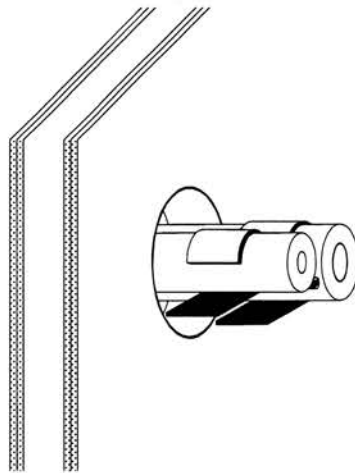
1) 貫通穴を設ける

中空壁の場合は、厚さ 0.25mm 以上の金属スリーブ又は金属板を挿入する。



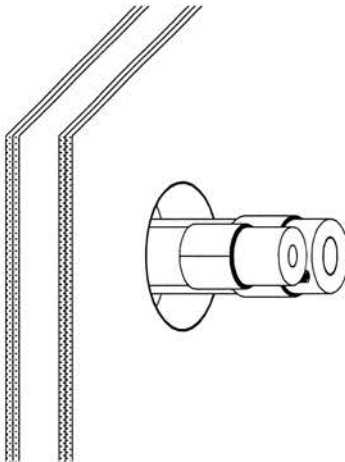
2) 配管・ケーブルの設置

配管・ケーブルを設置し、必要に応じて裏面に蓋を設置する。



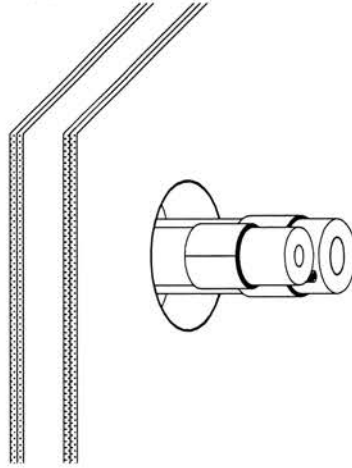
3) 熱膨張性シール材の巻付け

配管・ケーブルに熱膨張性シール材を一周以上巻付け（突合せでも、オーバーラップでもよい）、粘着テープで固定する。この際ケーブルは配管と共巻きすることができる。



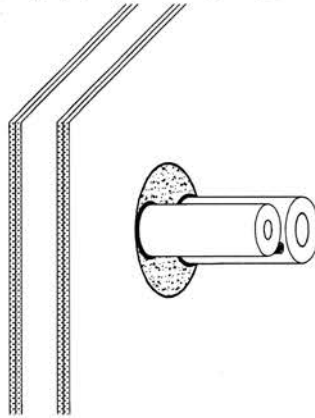
4) 熱膨張性シール材の設置

熱膨張性シール材を 98 mm以上埋め戻すようにスライドさせる。

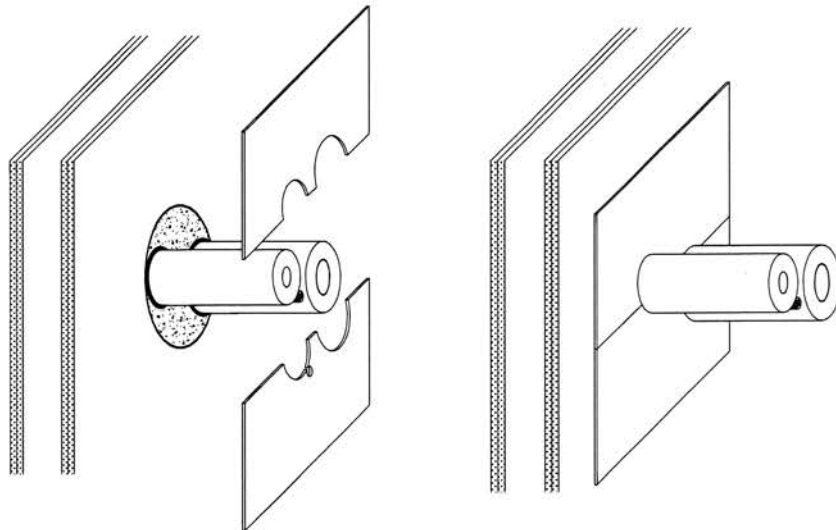


5) 隙間の充てん

配管・ケーブルと貫通穴の隙間に充てん材を充てんする。



必要に応じて蓋を設置する。(蓋は壁に接着する。)



6 注意事項

本構造に使用する熱膨張性シール材については、耐久性に留意し、所定の耐火性能が維持されるよう適切な処理を行う必要がある。